

●香川県告示第101号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和7年4月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 取消年月日

令和7年3月31日

2 住所

東京都豊島区東池袋四丁目5番2号

3 氏名

株式会社アイヴィジット 代表取締役 砂長 淳洋

4 売りさばき場所

高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー タワー棟2階 香川県パスポートセンター内